

令和8年度 個人チャレンジ助成募集要項 ～子ども・若者の「経験・体験」を応援します～

1. 助成事業の趣旨

子どもたち、若者たちが、様々な「経験・体験」を得ることで、社会への関心や学びへの意欲を高め、将来の夢や目標に向けて取り組むきっかけとなるように、次に掲げる（１）～（６）をねらいとした A～F の活動の費用の助成をします。

【ねらい】

- （１）地域の信頼できる大人との出会い
- （２）多様な人（モデル）との出会い
- （３）多様な文化、価値観との出会い
- （４）夢中になれる、熱中できる、没頭できることとの出会い
- （５）真剣に取り組むことができることへの出会い
- （６）素晴らしい書物、作品等との出会い

【活動】

A 文化・芸術・表現

音楽やアートなどにふれ、自己表現を広げることで、自分の成長につながる活動

B スポーツ・武道

スポーツや武道等を通じて、自分の心身の成長につながる活動

C 学習・研究

学びを深めることで興味関心を広げ、自分の成長につながる活動

D ふれあい・交流

これまで出会ったことのない人や文化、自然とのふれあい、交流を通じて、自分の成長につながる活動

E 技術習得

学校生活のみでは習得できない技術を習い、身に付けることで、自分の将来に生かせる活動

F （１）～（６）のほか、自分の成長につながり、将来に生かせる活動

2. 対象者

以下の(1)～(3)に該当する方です。

- (1) 北区に住民登録がある、おおむね 6 歳～22 歳までの方
- (2) 活動の報告をしていただける方（活動の様子がわかる写真の提供、報告書の提出）
- (3) 本助成の広報にご協力いただける方（Facebook、年次報告書、中間報告、当会広報紙などに活動の様子を掲載させていただけること）

※個別の事情により掲載等が難しい場合はご相談ください。

3. 特別選考枠申込

経済的な理由でチャレンジが困難なご家庭に対して審査時に加点し優先される特別選考枠です。以下の(1)～(5)のいずれかの条件を満たしている方は、「特別選考枠申請者記入項目」に必要事項を記入いただきお申し込みください。

- (1) 児童育成手当受給世帯の方
- (2) 住民税非課税世帯の方
- (3) 就学援助受給世帯の方
- (4) 社会的養護を行う施設（児童養護施設、母子生活支援施設など）に、現在入所している方
- (5) 過去に社会的養護を行う施設に入所していた方

※特別選考枠にお申し込みの方（(4)以外の方）は、申請書に令和 6 年度の世帯総所得額（額面）をご記入ください。

※申請に伴い取得した個人情報の取り扱いに関しては、「社会福祉法人北区社会福祉協議会個人情報保護規定」に基づき取扱いいたします。

4. 申請の対象とならないもの

- (1) 申請が対象者本人の意思に基づかない場合
- (2) 政治及び、宗教を主たる目的とした活動
- (3) 反社会的行為につながる活動

5. 助成の対象とならないもの

- (1) 行政やほかの団体から助成を受け、すでに資金について充足している場合
- (2) 領収書などにより証明ができない経費

6. 助成金額

1 名あたり 30 万円を限度に、審査によって金額を決定します。

※助成活動の内容により、助成金を分割交付する場合があります。

7. 助成対象となる活動期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日まで

※原則として単年度の助成です。

※3 月下旬に交付決定、4 月下旬に交付を予定しています。

※助成金の入金前であっても、令和 8 年 4 月 1 日以降の費用については助成の対象となります。

8. 申請できる方

対象者本人及びその保護者

※「保護者」には、「児童養護施設等社会的養護を行う施設の長、及び、長から委任を受けた方」も含まれます。

9. 申請期間

令和 7 年 11 月 4 日（火）～令和 7 年 12 月 12 日（金）17 時まで（必着）

10. 申請方法

「北区社会福祉協議会 子ども・若者応援基金 個人チャレンジ助成申請書」に必要事項を記入のうえ、北区社会福祉協議会あてに郵送もしくは持参ください。

※持参の場合、土日祝日はご提出いただけません。

※控えとしてコピーをお手元に保管してください。

※提出いただいた申請書は返却できませんので、予めご了承ください。

※郵便事故等につきましては当会では責任を負えませんので、予めご了承ください。

※申請にあたって不安がある方、申請書の書き方がわからない方は、個別のご相談をお受けしますので、お問い合わせください。

11. 選考等

(1) 選考方法

①一次審査【書類選考】

提出書類をもとに書類選考を実施します。

②事前ヒアリング

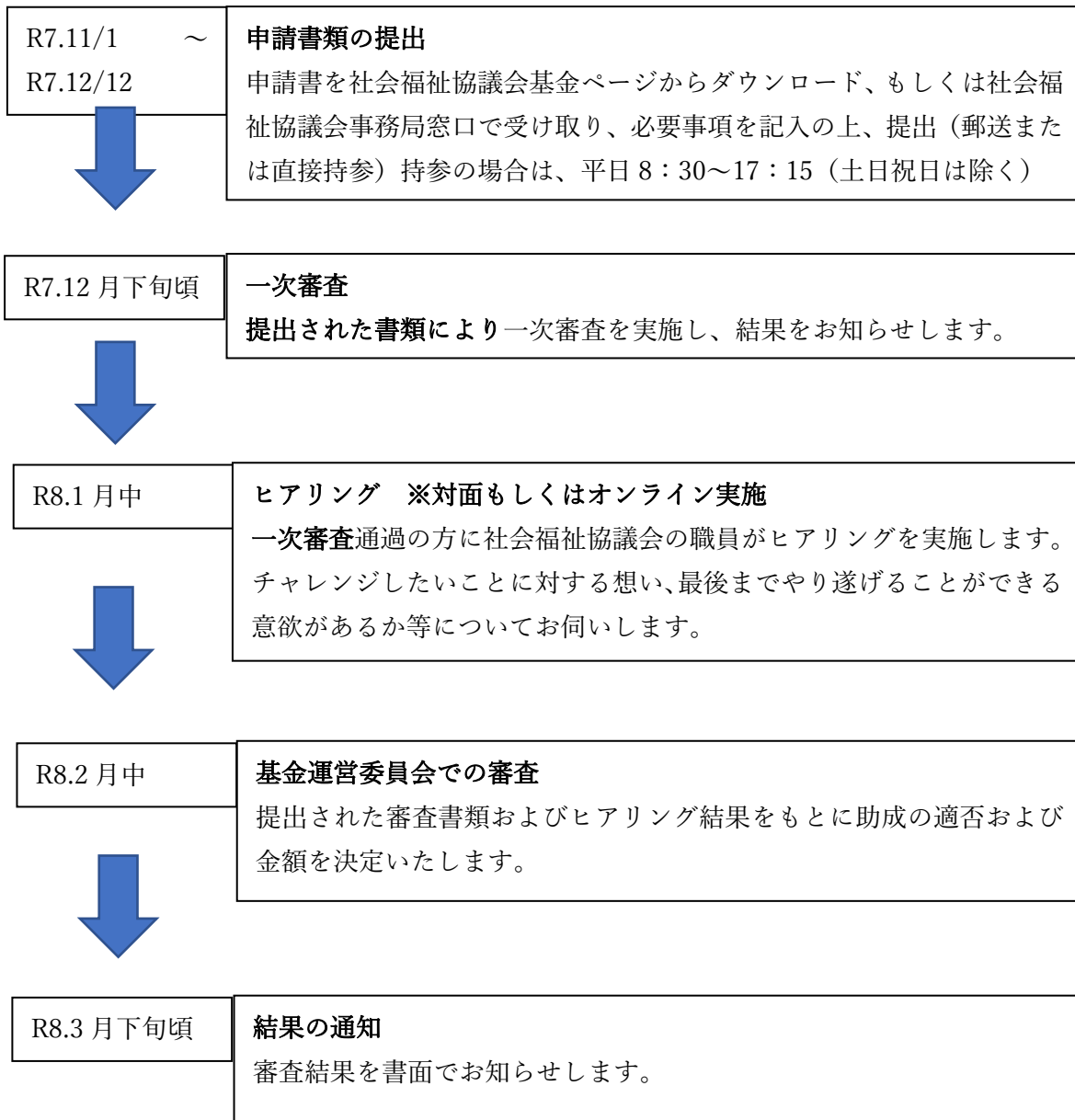
一次審査通過者に、北区社会福祉協議会によるヒアリングを実施。

※対面もしくはオンラインにて実施。日程は調整させていただきます。

③基金運営委員会による選考

申請書類、ヒアリングの内容をもとに、助成の適否および助成額を審査します。

<申し込みから結果通知までのスケジュール>



(2) 選考基準

- ① 本助成の趣旨に合った申請内容であること。
- ② 新しい経験・体験を通じて、対象者自身の成長につながるものが想定される活動であること。
- ③ 対象者自身が目標や展望を持って取り組む活動であること。

(3) ヒアリングについて

令和8年1月8日（木）～16日（金）の期間で実施予定です。具体的な日程については、一次選考通過者に郵送にて通知いたします。

12. 活動の報告及び、精算

(1) 助成を受けた方は、取り組んだ活動内容に対する成果報告として、当該年度中に活動が終了次第、所定の報告書にて北区社会福祉協議会あてに活動報告を行っていただきます。（令和9年4月9日(金)締切）

(2) 助成金に残金が発生した場合は返還していただきます。

※活動期間中、必要に応じて、活動に対する相談、報告書作成に関するアドバイスをさせていただきますことがあります。

13. 助成金の返還請求

次の(1)～(4)に該当する場合、状況、理由を確認のうえ、助成金の返還を請求させていただく場合があります。

- (1) 申請された活動内容の一部または全部が履行されなかった場合
- (2) 活動の報告が、令和9年4月9日（金）までにされなかった場合
- (3) 申請された活動内容に必要な経費以外の目的で助成金を使用したと判断される場合
- (4) 購入、払込等の証明ができないもの（レシート、領収書がない場合）

14. その他

助成は「経験・体験」のきっかけ作りのために行われるため、習い事等であっても原則単年度の助成となります。次年度も助成を受けたい場合、申請は行えますが再度の審査があります。

15. 申請先

〒114-0021 東京都北区岸町 1-6-17

社会福祉法人北区社会福祉協議会 子ども・在宅福祉サービス係 吉田/永瀬

TEL : 03-3905-6653 e-mail : kodomo@kitashakyo.or.jp